

社団法人 木曾三川水源造成公社定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人木曾三川水源造成公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、岐阜市藪田南5丁目14番53号におく。

(目 的)

第3条 公社は、木曾三川等の水源地帯で附属書木曾三川水源造成公社業務方法書（以下「業務方法書」という。）に定める地域において造林、育林、森林の取得及びその他の森林整備に関する事業を推進して、水源のかん養、災害の防止、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的発揮を図り、産業経済の発展とともに住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、前条に定める地域において、次の事業を行う。

- (1) 造林又は育林に関する事業
- (2) 分収方式による造林又は育林に関する事業
- (3) 造林、育林、森林の調査及び管理の受託に関する事業
- (4) 森林、林業、その他緑化に関する啓発・普及事業
- (5) 森林の取得及び管理に関する事業
- (6) 治山事業の促進に関する事業
- (7) その他公社の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業の実施については、業務方法書においてこれを定める。

第2章 社 員

(社 員)

第5条 公社の社員となりうる者は、次の者とする。

- (1) 岐 阜 県
- (2) 愛 知 県
- (3) 三 重 県
- (4) 名古屋市
- (5) 業務方法書に定める第1種の市町村及びその区域を地区とする森林組合

(加 入)

第5条の2 公社の社員になろうとする者は、加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得

なければならない。

- 2 前項により理事会の承認があったときは、その旨を遅滞なく申込者に通知し、出資の払い込みがあった後社員名簿に記載するものとする。

(届 出)

第6条 社員は、次に掲げる事項について変更が生じたときは遅滞なくその旨を公社に通知しなければならない。

- (1) 名称又は主たる事務所の所在地
- (2) 代表者の住所又は氏名

(退 社)

第7条 社員は、次のいずれかに該当する場合は、退社することができる。

- (1) 脱退の申出をし、理事会の承認を得たとき。
 - (2) 解散したとき。
- 2 社員は脱退しようとするときは、脱退届をその30日前までに理事長に提出しなければならない。

(出 資)

第8条 社員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 出資1口の金額は、1万円とする。
- 3 出資は、現金をもって出資の各口につき、その全額を払い込むものとする。
- 4 社員は、出資の払込みについて、相殺をもって公社に対抗することができない。
- 5 社員の責任は、その出資額を限度とする。

(特別出資金)

第9条 公社は、第4条第1項第5号に定める事業に必要な資金を業務方法書に定める割合により社員から特別出資金として徴収することができる。

(出資等の払戻し)

第10条 社員が退社したときは、出資額または特別出資額の全部若しくは一部の払戻しを請求することができる。ただし、退社のときから2年以上経過したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により請求があったときは、公社は、出資金については、請求のあった日の属する事業年度の終りにおいて、特別出資金については、請求のあった日の属する事業年度を含め5年以内にその全部または一部を払戻すものとする。

第3章 役 職 員 等

(役 員)

第11条 公社に、次の役員を置く。

理 事	6人以上9人以内
監 事	4人以内

2 理事は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 岐阜県知事（以下「知事」という。）の職にある者及び知事の指名する者1人
- (2) 愛知県知事の職にある者
- (3) 三重県知事の職にある者
- (4) 名古屋市長の職にある者
- (5) 業務方法書に定める第1種の市町村長及び森林組合長の職にある者のうちから総会において選任された者4人以内

3 知事の指名により理事となったものは、その就任後に開催される総会において信任を得なければならない。

4 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

5 理事長は知事をもってあてる。

6 副理事長は、愛知県知事の職にある者をもってあてる。

7 専務理事は理事長が任命する。

8 監事は、社員総会の議決によって選任する。

9 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第12条 理事長は、公社を代表し、社務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

3 専務理事は、理事長の命を受けて日常の業務を処理し、理事長及び副理事長ともに事故があるとき、または欠けたとき、その職務を代理する。

4 理事は、理事会の構成員として公社の業務を審議決定する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計の監査をすること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会または知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会または理事会の招集を請求し、もしくは招集すること。

（報酬等）

第12条の2 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

（役員任期）

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず第11条第2項第1号から第4号までに定める理事は、その職にある期間または指名された期間とする。
- 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第13条の2 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、総会の7日前までにその旨を通知し、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 解任の議決をしたときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨を当該役員に通知するものとする。

(顧問)

第14条 会社に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦によって理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な社務に関して理事長の諮問に応ずるものとする。

(事務局及び職員)

第15条 会社に事務局を置き、事務局に必要な職員を置く。

- 2 事務局の組織、職員の定数、職制及び事務の処理等は、理事長が理事会に諮って別に定める。
- 3 職員は、理事長が任免する。

第4章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条の2 総会は、社員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。

(総会の開催及び招集)

第17条 総会は理事長が招集する。

- 2 通常総会は、毎会計年度終了後3箇月以内に開くものとし、臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合にこれを開くものとする。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総社員の5分の1以上の社員から会議の目的たる事項を記載した書面を添えて総会の請求があったとき。

(3) 第12条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

3 総会の招集は、少なくとも期日の5日前までに文書をもってその会議の目的たる事項、日時及び場所を通知して行うものとする。

4 理事長は、第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議決権の数)

第18条 総会における社員の議決権の数は、出資1口につき1個とする。

(総会の定足数及び議決)

第19条 総会は、社員総数の3分の2以上が出席し、かつ、その出席社員の有する議決権数が総議決権数の3分の2以上でなければ開くことができない。

2 総会の議事は、出席した社員の議決権数の5分の4以上の同意を得なければこれを決することができない。

3 総会においては、あらかじめ通知した事項に限り議決するものとする。ただし、緊急事項であって、出席社員の3分の1以上の同意があるときは、この限りでない。

(代理人による議決権の行使)

第20条 社員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 代理人は、代理権を証する書面を表決前に、理事長に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第21条 社員が前条の規定による代理人をもって議決権の行使ができない場合にあっては、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決することができる。この場合においては、会議に出席したものとみなす。ただし、第19条第3項ただし書の場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定による議決権を行使する社員は、書面にそれぞれ賛否を記入して、これに記名押印のうえ理事長に提出しなければならない。

3 前項の書面による議決権の行使は、その書面が総会の開催日の前日までに公社に到達しないときは無効とする。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 定款及び業務方法書の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画及び収支予算
- (3) 前年度の事業報告及び収支決算
- (4) 毎事業年度の借入金の最高限度額

- (5) 役員を選任、信任及び解任
- (6) 基本財産への繰入及び基本財産の処分
- (7) 解散
- (8) 残余財産の処分
- (9) その他公社の運営に関する重要な事項で理事長が必要と認めた事項

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、総会における出席社員のうちから選任する。

- 2 議長は、その有する議決権を行使することを妨げない。

(総会の議事録)

第24条 総会の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長及び議長の指名する社員2人以上がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 社員及び議決権の総数並びに出席した社員及びその議決権数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

(理事会の招集及び議決事項)

第25条 理事会は次の各号に掲げる場合に理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上のものから会議の目的及び理由を示して請求があったとき。
 - (3) 第12条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があった場合。
- 2 理事長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会は次に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 総会の招集及び総会に提案する議案
 - (2) 総会で委任された事項
 - (3) 規程及び規則等の設定及び変更に関する事項
 - (4) その他公社の運営に関し、理事長が必要と認めた事項

(理事会の定足数及び議事)

第26条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 3 理事は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。
- 4 前条第3項第4号に掲げる事項については、書面による表決をもって理事会の議決に代えることができる。
- 5 監事は、理事会に出席して発言することができる。

- 6 理事会の議事については、議事の経過の概要及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した理事のうち2人がこれに署名押印しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、理事会の運営について必要な事項は、理事会において定める。

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 事業に伴い取得した財産
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) その他の収入

(資金の借入れ等)

第28条 会社は、事業を行うために必要な資金の借入れをすることができる。

- 2 前項の資金の借入先、借入割合等は、業務方法書においてこれを定める。
- 3 会社は、寄附を受け、または寄附を行うことができる。

(資産の種別)

第29条 会社の資産は、これを基本財産と普通財産とする。

- 2 基本財産は、第27条各号に定める資産のうち総会の議決を経たものをいう。
- 3 普通財産は、基本財産以外の資産をいう。

(基本財産の運用)

第30条 基本財産は、総会の議決を経なければ、これを処分することができない。

(経費の支弁)

第31条 会社の経費は、普通財産をもって支弁する。

(資産の管理)

第32条 会社の資産は、理事長が管理し、管理の方法は、理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れなければならない。ただし、特に必要のある場合には、理事会の議決を経てその他の方法によることができる。

(会計年度)

第33条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び予算)

第33条の2 会社の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決に

より定めなければならない。

(暫定予算)

第33条の3 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(事業報告の承認)

第34条 理事長は、毎会計年度終了後3箇月以内に次に掲げる書類を作成し、監事の意見を添えて総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) キャッシュフロー計算書

第6章 雑 則

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の議決を得て、知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第36条 会社が総会の議決により解散しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(残余財産の処分等)

第37条 会社が解散した場合における残余財産は、出資金の総額を超える額を除き、出資金の額に応じて社員に返還するものとする。

2 前項の規定により、社員に返還し、なお、残余財産があるときは、総会の議決を経て産業、経済の発展に寄与するため、水源のかん養を図ることを目的とする事業の資金として第28条第2項に定める借入金の割合に応じて社員に配分し、当該社員に寄附するものとする。

3 前項の規定にかかわらず会社が解散した場合における第4条第1項第5号に基づき取得した森林の処分については、第9条に定める特別出資金の出資額に応じた特別出資者の共有とし、特別出資者全員の同意を得て別に定める管理者が水源かん養林として維持管理するものとする。この場合、特別出資金のうち、当該森林の管理のための出資金については、なお、当該水源かん養林の維持管理のために供するものとする。

(理事会への委任)

第38条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に関し必要な事項は、理事会に委任するものとする。

付 則

この定款は、主務官庁の設立許可のあった日から施行する。

(主務官庁の設立許可のあった日 昭和44年1月23日)

付 則

この定款の一部改正は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日 昭和44年12月4日)

付 則

この定款の一部改正は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日 昭和48年11月10日)

付 則

この定款の一部改正は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日 昭和53年6月16日)

付 則

この定款の一部改正は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日 昭和55年6月26日)

付 則

この定款の一部改正は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日 平成5年7月2日)

付 則

この定款の一部改正は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日 平成10年6月19日)

付 則

この定款の一部改正は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日 平成11年7月26日)

付 則

1 この定款の一部改正は、岐阜県知事の認可のあった日(平成12年7月4日)から施行する。

2 この定款での一部改正の施行の際、改正前の定款第13条第1項の規定に基づき現に役員

である者の任期は、改正後の定款第13条第1項の規定にかかわらず、改正前定款第13条第1項の規定による任期とする。

付 則

この定款の一部改正は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日 平成17年6月16日)

付 則

1 この定款の一部変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日 平成19年4月17日)

2 この定款の一部改正の施行の際、現に在職する出納長、収入役は、第11条第8項の規定にかかわらず、その任期中に限り、監事を勤めるものとする。

付 則

1 この定款の一部変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

(岐阜県知事の認可のあった日 平成21年7月16日)